

令和4年度水質検査計画

美咲町

1 水質検査計画について

町民の皆様が、安全な水を安心して使用し、また飲んでいただけるよう水道水が備えなければならない用件として水質基準（水質基準に関する省令 平成15年厚生労働省令第101号）が定められています。

美咲町上下水道課では、水質検査の適正化を図るとともにその透明性を確保するために「水質検査計画」を策定します。また、水質検査計画及び水質検査結果についてはホームページ等で公表し、水質検査結果を次年度の水質検査計画に反映させていきます。

2 浄水処理の概要と水質管理上の留意点（中央地域）

中央地区には、3つの給水区があります。中央給水区及び北部給水区は、自己水源（浅井戸）及び岡山県広域水道企業団からの受水でまかなっており、打穴・大坪和給水区はすべて岡山県広域水道企業団からの受水でまかなっています。

〈水道施設概要〉

給水区名	中央	北部	打穴・大坪和
浄水場所在地	美咲町錦織	美咲町錦織	—
最大給水量 (m ³ /日)	1,860	403	520
原水の種類	浅井戸水 広域水道企業団	浅井戸水 広域水道企業団	広域水道企業団
浄水処理方法	塩素処理	急速ろ過 塩素処理	

3 水質検査

（1）定期検査

ア 検査地点（別紙1「検査地点概要図」）

定期検査は給水栓で行うことが定められており、各給水区の3地点で水質基準に定められた項目の水質検査を毎月実施します。

また、水源の状況を把握するため、各浄水場の原水についても年1回水質基準に定められた項目すべての検査を行います。

さらに、1日1回行わなければならない色・濁り及び残留塩素の検査（毎日検査）は給水区ごとに3地点の給水栓で行います。

イ 水質検査項目及び検査回数

水源の状況や水質基準項目のこれまでの水質検査結果から判断しながら、令和4年度の水質検査項目及び検査回数を決めます。

検査の回数は、各項目ごとに原則として

- ① おおむね1ヶ月に1回以上
- ② おおむね3ヶ月に1回以上

測定するように定められています。なお、一定の条件を満たしていれば検査回数を緩和できることになっています。

また、水質管理目標設定項目についても年1回検査を実施します。

ウ 水質検査方法

水質検査は、岡山県広域水道企業団に委託しています。

岡山県広域水道企業団では、国が定めた水道水の検査方法「水質基準に関する省令の規程に基づき厚生労働大臣が定める方法」により適正に検査が行われています。

(2) 臨時時の水質検査

水道水が水質基準に適合しないおそれがあるときには、直ちに水源、浄水場及び給水栓などから採水して臨時の水質検査を行い、水質の異常の内容とその範囲把握する等、問題の解決に向けて適正に対処します。

2 浄水処理の概要と水質管理上の留意点（旭地域）

旭地区には3つの給水区があります。すべての浄水場にろ過施設を有し、清澄な水道水を皆様の家庭に送っています。また、西川及び併和給水区では、ダム湖での藻類の異常発生により異臭味が生ずるおそれがあるため、その対策として活性炭ろ過による高度処理を行っています。

〈水道施設概要〉

給水区名	西 川	江与味	併 和
浄水場所在地	美咲町西川	美咲町江与味	美咲町西川
最大給水量 (m ³ /日)	792	110	285
原水の種類	ダム湖水	浅井戸水	ダム湖水
浄水処理方法	急速ろ過 活性炭ろ過 塩素処理	緩速ろ過 塩素処理	急速ろ過 活性炭ろ過 塩素処理

3 水質検査

(3) 定期検査

ア 検査地点（別紙1「検査地点概要図」）

定期検査は給水栓で行うことが定められており、各給水区の3地点で水質基準に定められた項目の水質検査を毎月実施します。

また、水源の状況を把握するため、各浄水場の原水についても年1回水質基準に定められた項目すべての検査を行います。

さらに、1日1回行わなければならない色・濁り及び残留塩素の検査（毎日検査）は給水区ごとに3地点の給水栓で行います。

イ 水質検査項目及び検査回数

水源の状況や水質基準項目のこれまでの水質検査結果から判断しながら、令和4年度の水質検

査項目及び検査回数を決めます。

検査の回数は、各項目ごとに原則として

- ③ おおむね 1 ヶ月に 1 回以上
- ④ おおむね 3 ヶ月に 1 回以上

測定するように定められています。なお、一定の条件を満たしていれば検査回数を緩和できることになっています。

また、水質管理目標設定項目についても年 1 回検査を実施します。

ウ 水質検査方法

水質検査は、(財) 岡山県健康づくり財団に委託しています。

(財) 岡山県健康づくり財団では、国が定めた水道水の検査方法「水質基準に関する省令の規程に基づき厚生労働大臣が定める方法」により適正に検査が行われています。

(4) 臨時時の水質検査

水道水が水質基準に適合しないおそれがあるときには、直ちに水源、浄水場及び給水栓などから採水して臨時の水質検査を行い、水質の異常の内容とその範囲把握する等、問題の解決に向けて適正に対処します。

2 净水処理の概要と水質管理上の留意点（柵原地域）

柵原地区には、3つの給水区があります。柵原北部給水区は、岡山県広域水道企業団から水道水を入水しています。柵原中央給水区及び柵原飯岡給水区では、地下水（伏流）を浅井戸から取水しているため、水質は清澄です。浄水方法としては塩素消毒を行い水道水としています。

〈水道施設概要〉

給水区名	柵原飯岡	柵原北部	柵原中央
浄水場所在地	美咲町高下	—	美咲町高下
最大給水量 (m ³ ／日)	345	2,200	1,145
原水の種類	浅井戸水	広域水道企業団	浅井戸水
浄水処理方法	塩素処理	塩素処理	塩素処理

3 水質検査

(5) 定期検査

ア 検査地点（別紙 1 「検査地点概要図」）

定期検査は給水栓で行うことが定められており、各給水区の 3 地点で水質基準に定められた項目の水質検査を毎月実施します。

また、水源の状況を把握するため、各浄水場の原水についても年 1 回水質基準に定められた項目すべての検査を行います。

さらに、1 日 1 回行わなければならない色・濁り及び残留塩素の検査（毎日検査）は給水区ごとに 3 地点の給水栓で行います。

イ 水質検査項目及び検査回数

水源の状況や水質基準項目のこれまでの水質検査結果から判断しながら、令和4年度の水質検査項目及び検査回数を決めます。

検査の回数は、各項目ごとに原則として

- ⑤ おおむね1ヶ月に1回以上
- ⑥ おおむね3ヶ月に1回以上

測定するように定められています。なお、一定の条件を満たしていれば検査回数を緩和できることになっています。

また、水質管理目標設定項目についても年1回検査を実施します。

ウ 水質検査方法

水質検査は、岡山県広域水道企業団及び（財）岡山県健康づくり財団に委託しています。

両検査機関では、国が定めた水道水の検査方法「水質基準に関する省令の規程に基づき厚生労働大臣が定める方法」により適正に検査が行われています。

(6) 臨時時の水質検査

水道水が水質基準に適合しないおそれがあるときには、直ちに水源、浄水場及び給水栓などから採水して臨時の水質検査を行い、水質の異常の内容とその範囲把握する等、問題の解決に向けて適正に対処します。

4 関係者との連携

岡山県生活衛生課水道班との関係を密にして、河川事故等の情報を速やかに収集していきます。また、日本水道協会岡山県支部（事務局 岡山市水道局）等を通じて河川流域の水質情報を収集するとともに、流域自治体との連携を深め、河川状況の把握に努めます。